

青森県報

第三千九百八十七号

平成二十七年
四月二十四日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の
地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓
令

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	二
生活保護法による医療機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	三
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定医療機関の再開の届出	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる指定医療機関の廃止の届出	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる医療機関の指定	(同)	四
右 同	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる指定医療機関の休止の届出	(同)	五
右 同	(同)	五

(地域活力
振興課) 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に
よる指定医療機関の再開の届出

保安林の指定解除予定

基本測量の終了

右 同

右 同

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出

右 同

右 同

公 告

建設業者の許可の取消し

人 事 委 員 会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇
の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)
の一部を改正する規則

建設業者の許可の取消し

訓 令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等
に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程（平成二十六年四月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年度青森県地域の元気支援事業費補助金交付要綱（平成二十六年四月九日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に代り、同条に次の各号を加える。

- 一 平成二十六年度青森県地域の元気支援事業費補助金交付要綱（平成二十六年四月九日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関すること。
- 二 平成二十七年年度青森県地域の元気支援事業費補助金交付要綱（平成二十七年四月六日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	廃止年月日
---	---	---	---	---	-------

山田皮膚科医院	八戸市白銀三丁目四の一五	平成二・七〇
津島医院	五所川原市金木町朝日山四六三	二七・一〇
藤井産婦人科医院	十和田市東三番町九の五九	二六・二・三
大島歯科医院	上北郡東北町字膳前四一の一〇	"
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の一	"
アイセイ薬局白銀店	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	二七・一・三
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二	二六・二・三
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の	"
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	二六・二・三
薬局マーチ	五所川原市中央五丁目九四	"
有限会社大洋堂薬局	八戸市吹上三丁目七の二三	二七・二・六

青森県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	指定年月日
すとうクリニック	五所川原市大字姥滝字船橋二四六の一	平成二七・三・一			
藤井産婦人科医院	十和田市東三番町九の五九	二七・一・一			
ひかり歯科医院	弘前市大字大久保字西田一〇五の二七	二七・二・四			
大島歯科医院	上北郡東北町字膳前四一の一〇	二七・一・一			
マエダ調剤薬局西弘店	弘前市大字中野二丁目一の一三	"			

テック調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町一〇三	"
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の二	"
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
アイセイ薬局白銀店	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	"
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	二七・三・一
薬局マーチ	五所川原市中央五丁目一五	二六・三・一
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の五	"
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	二七・一・一
ハッピー調剤薬局広田店	五所川原市大字姥范字船橋二四二の六	二七・三・一

青森県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ユー	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	訪問看護ステーション原ケ平	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	平成二七・三・一〇
八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	訪問看護ステーション虹	八戸市南類家五丁目三八の二〇	二七・二・四

青森県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
畑山歯科医院	八戸市根城二丁目二の五	平成二七・三・一〇

青森県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人公仁会	上北郡野辺地町の字野辺地一五〇	野の花訪問看護ステーション	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一	平成二七・四・一

青森県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第一号の規定に

より告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再開年月日
エルム女性クリニック	五所川原市中央四丁目九三	平成二六・八一

青森県告示第三百二二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
山田皮膚科医院	八戸市白銀三丁目四の一五	平成二六・七〇
津島医院	五所川原市金木町朝日山四六三	二七・一〇
藤井産婦人科医院	十和田市東三番町九の五九	二六・一三
大島歯科医院	上北郡東北町字膳前四一の一〇	"
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の一	"
アイセイ薬局白銀店	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	二七・一三
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二	二六・三三
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"

こまつや薬局

下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七

"

フアイマライズ薬局五所川原店

五所川原市字柳町一五の一

二六・一〇

薬局マーチ

五所川原市中央五丁目九四

"

有限会社大洋堂薬局

八戸市吹上三丁目七の二三

二七・二六

青森県告示第三百三三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
すとうクリニック	五所川原市大字姥池字船橋二四六の一	平成二七・三一
藤井産婦人科医院	十和田市東三番町九の五九	二七・一〇
ひかり歯科医院	弘前市大字大久保字西田一〇五の二七	二七・二四
マエダ調剤薬局西弘店	弘前市大字中野二丁目一の一三	二七・一〇
テック調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町一〇三	"
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の一	"
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
アイセイ薬局白銀店	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	"
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二	"
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"

薬局マーチ ファーマライズ薬局五 所川原店 ハッピー調剤薬局	五所川原市中央五丁目一五 五所川原市字柳町一五の一 五所川原市大字姥范字船橋二四二の六	二六・三・一 " 二七・三・一
---	---	-----------------------

青森県告示第三百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社ユー 八戸医療生活 協同組合	弘前市大字原ケ 平二丁目五の三 五	訪問看護ス テーション原 ケ平	弘前市大字原ケ平 二丁目五の三五	平成 二七・三・二〇
	八戸市南類家一 丁目一七の二	八戸医療生活 協同組合生活 訪問看護ス テーション虹	八戸市類家五丁目 三八の二〇	二七・三・四

青森県告示第三百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止し

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
畑山歯科医院	八戸市根城二丁目二の五	平成二七・三・二〇

青森県告示第三百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人公仁 会	上北郡野辺地町 字野辺地一五〇	野の花訪問看護 ステーション	上北郡野辺地町字 野辺地一五〇の一	平成 二七・四・一

青森県告示第三百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再開年月日
エルム女性クリニック	五所川原市中央四丁目九三	平成二六・八一

青森県告示第三百八号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
八戸市大字市川町字下揚一八六の一・二六四の一・字橋向二四の二・二四の九・九〇の三・九一の二・字浜二二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
字橋向二四の四、二四の五、二六の三
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び八戸市庁に備えて縦覧に供する。）

青森県告示第三百九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 二 作業期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県内全域

青森県告示第三百十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（「国土広域情報」修正測量）
- 二 作業期間
平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県内全域

青森県告示第三百十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量(湖沼調査)
- 二 作業期間
平成二十六年八月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域
小川原湖

青森県告示第三百十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 階上 発起人の住所及び氏名 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇 佐 京 登 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の 一 畑 中 清 二 二 三戸郡階上町大字道仏字榊山七の二 上長根 司	期 間 平成二十七年 四月二十四日 から同年五月 八日まで 場 所 階上漁業協 同組合

青森県告示第三百十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 はちのへ 発起人の住所及び氏名 八戸市大字鮫町字下松苗場一四の一 六五 福 嶋 一 雄 八戸市大字湊町字上ノ山四五 尾 崎 幸 弘 八戸市大字市川町字市川後二 木 村 義 博	期 間 平成二十七年 四月二十四日 から同年五月 八日まで 場 所 八戸みなと 漁業協同組 合

青森県告示第三百十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 百石 発起人の住所及び氏名 三 上北郡おいらせ町苗平谷地二四の一	期 間 平成二十七年 四月二十四日 場 所 百石町漁業 協同組合

木村 慶 造	から同年五月八日まで
上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の二〇〇	
工藤 徳 康	
上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七六	
沖田 民 男	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社荒関
- 二 代表者の氏名 荒関 涉
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一 三の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二一）第一一七五二号
- 五 取消年月日 平成二十七年三月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十四日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業」を「同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業」に、「相互援助活動」を「同項各号に掲げる援助」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三 九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十四日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規

定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭